

小作争議調査表

No. 88

(月報番號第一〇〇號)

(昭和九年七月分)

財團 協調會 福岡出張所

| | | |
|--------|---|------------------|
| 場 所 | 藪穂郡箱築村大字平 | |
| | 地主 西田光太郎 小作人 山下 藤松 | 關係人員 |
| 發生 熄 | 昭和九年六月五日 | 種類面積 田二反二畝十一歩 |
| 地主關係團體 | 小作人 | 關係團體 |
| 原因 | 小作人日示小作人より全七十畝有耕作物と譲与り小作中。此地は如何事の交渉と世帯の措置と行はれ小作人として土地返還を要求す。 | |
| 事項 | 土地返還要求 | |
| 經過 | 地主は此地は昔年の耕作料と提供するを以て返還を要求し、小作人は此地は他の準備完了し、戻るとして土地返還を縣議に申請し、清田彦根と依頼し、相立紛糾と平想せられたる有るの油断と奪取し、結果是れを解決す。 | |

備考

結果

- 一 往者あり小作人として
- 二 三反五畝 (作主は後三斗) 空ツレニ就九畝五斗小作手後りにて
- 三 三斗作手あり
- 四 在取部(曾根)より下底金田之畝三斗、今、三斗畝三人分を即ち返還条件と返還すること。
- 五 小作人は毎斗十斗五斗五斗の地主より持考納入すること。
- 六 昭永八年度、其以ての滞納未償返考を免除すること。
- 七 本件土地は方三斗の轉貸せり
- 八 小作人より本件 借取に返却し、返却し、土地返還すること。